



公明党
遠藤 隆 議員

女性活躍推進法について

問 本市における女性活躍の進捗状況は。

答市長 女性活躍は本市において大きな柱の一つ。女性活躍社会の実現に向けて他の自治体に横展開できるような女性活躍社会の自治体モデルをつくらうというところでSDGsの取組もジェンダーフリーというところで、17指標の中で女性活躍を大きく取り上げている。ものづくり社会を今まで支えてきたのは間違いなく女性であり女性活躍社会の見本となる自治体は鯖江が非常に大きく注目されている。

には労働力、就業率、共働率、若手女性就業率もトップであるので、これをいかに見える化し女性活躍社会モデルとして構築していくかである。少し時間はかかるが絶対に行っていく。

今後SDGsの取組の中での課題として、女性の育児休暇、男性の育児休暇も、もつと取得して欲しい。男性・女性、区別なく育児・介護・家事に従事する体制整備、ワーク・ライフ・バランスをどう捉えていくか。本市としては、既にそういう企業を表彰する制度もあるの、今後とも進める。

また、鯖江市における女性職員の活躍推進に関することは、この度、特定事業主行動計画を定めたので、その中で、女性の登用とか男女問わず育児休暇が取りやすい体制整備をこれから進める。

※「SDGs」とは、

2015年に国連で全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。日本は、ジェンダー、平等、貧困対策、クリーンエネルギー等分野で課題があると指摘されている。

※「特定事業主行動計画」とは、平成27年9月に、女性の職業生活に於ける活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が成立。それを受け女性が活躍できる環境を醸成し、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現することを目的として制定した計画。



市民創世会
大門 嘉和 議員

問 生活保護の目的は。

答副市長 日本国憲法第25条に規定する「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき、国が困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

市民への周知が不十分と思われる生活保護制度、生活困窮者自立支援制度などについて質問しました。

働く方はその能力に応じて働いていただく。年金や手当など、ほかの制度で給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用する。親族等から援助を受けることができる場合は援助を受ける。その上で収入が最低生活費に満たない場合に不足分が保護費として支給される。

問 鯖江市の現状は。

答 全国では100人当たり1.68人。福井県では約0.54人。本市は約0.18人。県内で最も低い率である。内訳は高齢者世帯が52.8%が増加が極めて顕著。傷病者・障がい者世帯は28.3%。母子世帯は1.9%。

問 鯖江市での最低生活費は。

答 障がい無、年金を含めた収入無、地代家賃なしの場合で試算。65歳の単身世帯で月額6万7千310円。夫が70歳、妻が65歳の2人世帯で月額9万6千710円。ただし、年金や収入等があれば、最低生活費との差額分が実際の支給額となる。

※平成29年度12月時点

問 生活困窮者自立支援制度の内容と体制は。

答 鯖江市自立促進支援センターを市役所2階の消費生活センター内に開設。2名の相談員を配置して生活困窮全般についての包括的な支援を提供している。

そのほかの質問

○子どもの貧困対策

○民生委員・児童委員について